

別記

契約単価変更協議基準（A 重油）

（契約単価変更協議）

第1 栃木県下水道管理事務所が調達するA重油の契約単価の変更については、一般的に公正に調査され、かつ、市場価格を適正に反映していると認められる経済産業省資源エネルギー庁が実施している石油製品小売市況調査価格（以下「調査価格」という。）に基づいて、契約単価の変更協議を申し入れることができるものとする。

（基準価格）

第2 調査価格のうち、軽油（関東局欄）1リットル当たりの価格から消費税を控除した額を「基準価格」として用いるものとする。

（変更協議基準）

第3 現行契約時の基準価格と月の途中で公表される基準価格の価格差が5円以上生じた場合に、当該価格差の範囲内で契約単価変更の協議を申し入れることができるものとする。

（変更契約）

第4 新たな契約単価については、甲乙協議の上決定した後、速やかに変更契約を締結するものとする。